

原告団そしてサポーターのみなさんへ

原告団・サポーターのみなさんこんにちは、原告団事務局です。提訴から3カ月あまり経った10月3日（水）、金沢地裁で第1回口頭弁論が開かれました。今回は初めての口頭弁論でもあり、また裁判を支援していただいているサポーターみなさんへのペーパー媒体による初の報告（原告団ホームページ<http://shika-hairo.com/>には常時情報を掲載しています）ともなりますので、この間の若干の経緯についても触れさせていただきます。

※原告団ニュースをすべてのサポーターに郵送すると、かなりの費用がかかることから、ホームページ上で見ていただくことを基本としています。したがって、インターネット環境が整っていない方には、現在進行形での情報をお届けしにくい状況にあります。たいへん申し訳なく思いますが、最低でも年に1回はペーパーによるご報告を行う予定です。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

■原告団について

6月26日に提訴した第1次原告団は石川県が94人、富山県が26人計120人です。原告団長には、かつて四半世紀に及ぶ闘いの末、三電力会社（北電、中電、関電）による珠洲原発建設計画を凍結撤廃させ、奥能登の里山里海を守り抜いた運動をその中心で担った北野進現珠洲市議（写真右）が、副団長には志賀（能登）原発1・2号機差し止め訴訟の原告団長であった堂下健一現志賀町町議と宮下登詩子前社民党石川県連合代表、それに富山県から小川晃元富山県議、山崎彰富山県平和運動センター議長の4人が就任しています。現在、福島県から石川県に避難している人たちに限定した第2次原告団の結成（来年1月）を予定しているところです。



■弁護団について

現在、本訴訟の弁護団は石川県26人、富山県2人の計28人で構成されています。ベテラン弁護士11人、中堅・若手17人という精鋭で組織され、訴訟の実務者部隊として昼夜を問わず奮闘してくれています。弁護団長には、勝訴判決を勝ち取った前回訴訟に引き続き岩淵正明弁護士（写真右）が、事務局長には中堅部隊から中田博繁弁護士がその任につき、弁護団をまとめています。



■サポーターについて

本訴訟を支え勝利していくことは、原告団・弁護団の力だけで到底実現できるものではありません。勝訴まで早くとも5年はかかる見込みです。この間多くの方々にサポーター登録をしていただき、年会費（千円以上）も納入いただいています。その数は2千500人を超えています。今も毎日のように応募用紙と振込（振替）通知が事務局に届いています。サポーターは石川県・富山県が主体ですが、長野県、新潟県、埼玉県、神奈川県、滋賀県、大阪府、広島県ほか全国規模で広がっており、この裁判が注目されている証しだと感じています。かつて2006年3月に、わが国の商業用原発の運転差し止め訴訟等で唯一の勝訴判決（金沢地裁井戸判決）を勝ち取った志賀原発で、三度目の訴訟を起こしたからだと思います。今後とも一人でも多くの賛同者＝サポーターの獲得に向けて、あらゆる機会にご尽力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

志賀原発廃炉訴訟一第1回口頭弁論開かれる！！

10月3日、第1回口頭弁論が金沢地裁で開かれました。裁判に臨んで原告・弁護団・サポーター総勢約80人は大手町白鳥路広場に集まり、横断幕を掲げて裁判所まで行進しました。(写真右)抽選の結果、原告8人、傍聴者16人計24人が弁護団とともに法廷内に入ることができ、午後1時20分に開廷されました。



■北野進原告団長の意見陳述

北野さんは、29年間にわたって関わってきた珠洲原発反対闘争について、電力会社と国、石川県、珠洲市が一体となって原発誘致によるバラ色の地域振興を語り、他方で原発の安全神話がばら撒かれたこと、その安全神話が昨年3月11日福島第一原発事故であっけなく打ち砕かれ、かつて推進派であった人から「あんたらの言うた通りになったなあ、珠洲に原発がなくてよかった」と言われたことを明らかにしました。北野さんは「福島第一原発事故からありとあらゆる教訓を学び、福島の悲劇を二度と繰り返さない取り組みを広げていくことが、珠洲原発の闘いに関わった者の責任だと思っています」と廃炉に向けた決意を表明しました。

■道永麻由美さん(富山市在住原告)の意見陳述

道永さんは冒頭、福島原発事故は「原子力安全神話」におぼれ、地震や津波などの災害対策や周辺住民の防災対策を怠っていた国や電力会社による、許しがたい「人災」であることを指摘しました。また原発の元配管技師の言葉を引用して、「原発は働く人を被曝させなければ動かないもの」であり、「そんな人々の犠牲の上に作り出される電気を享受したくありません」と強固な意思を表示し、最後に「北陸電力は今日まで約1年半、原発に依存することなく電気を供給しています。志賀原発を廃炉にできない理由はどこにもないはずです」と裁判官・マスコミを含む傍聴者に訴えました。

■弁護団の訴状要約等意見陳述

中田弁護士による訴状の要約陳述に続いて、田中弁護士が「請求原因の補充」として①志賀原発直下に活断層(S-1~8)が存在する可能性が高いこと、②揺れだけでなく、断層面がずれることで過酷事故が起きる危険性があること、③活断層の上に原発重要施設を設置することは安全審査において想定されておらず禁止されるべきことを述べ、直ちに運転を差止めなければならないと主張しました。さらに岩淵弁護士が①工学的安全性の欠如、②人為的ミスにより原発はコントロールできない、③原子カムラの利権構造により規制が機能していない、④原発が無くても電力は足りていることを指摘し、福島事故の教訓をふまえて裁判所は判断すべきであると述べました。

■報告集会を開催



終了後、兼六園下の北陸会館5Fホールで報告集会を開催、原告・弁護団・サポーター、報道関係者など約120人が参加し、口頭弁論の様子を報告するとともに、勝訴まで闘い続けることを確認しました。

第2回口頭弁論は12月14日(金)午後1時20分より開かれます。多くの原告団・サポーターのみなさんの参加をお願いします。

みんなの力で志賀原発を、全国の原発を廃炉にしよう！！